

⑥ ひき逃げ事故等で利用できる支援制度

ひき逃げ事故や無保険・盗難車による事故の場合、自賠責保険から救済が受けられないことがあります。このような被害にあわれた方に対し、政府が損害の補償を行う制度です。各損害保険会社などで請求手続を行うことになります。

制度	内容	問合せ先
政府保障 事業	<p>○法定限度額</p> <p>死 亡：3,000万円 後遺障害：75万円～ 4,000万円 （後遺障害等級により定められている） 傷 害：120万円</p> <p>※健康保険等による給付がある場合や、被害にあわれた方に重大な過失がある場合等はその額が減額されます。</p> <p>○請求できる方</p> <p>被害にあわれた方（死亡、重度後遺障害等で本人が請求できない場合は法定相続人など）</p> <p>○請求できる期間</p> <p>死 亡：死亡日から3年以内 後遺障害：症状固定日から3年以内 傷 害：事故発生日から3年以内</p>	各損害保険会社など

